

再開 午後 3時18分

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。皆さんよろしいですね。それでは休憩を閉じて会議を再開します。

これより総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから総務建設委員会を開会いたします。

ただいまより総務建設委員会に付託されました請願6―1 日本政府と国会に、核兵器禁止条約に署名し、批准すること、ただちにそれが困難な場合でも、核兵器禁止条約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

協議に入る前に事務局に請願の概要について説明させます。事務局。

○議会事務局 （瀬々 君） 事務局です。請願について概要を説明させていただきます。

受付番号は、請願6―1、件名は、日本政府と国会に、核兵器禁止条約に署名し、批准すること、ただちにそれが困難な場合でも、核兵器禁止条約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出を求める請願書でございます。

受付日は、令和6年1月30日となっております。

紹介議員は織部光男議員と横山隆一議員です。

請願者は、核兵器の廃絶を求める菊川市民の会代表、山内一徳様、静岡県原水爆被害者の会代表、石原洋輔様となっております。

請願の趣旨ですが、昨今の社会情勢を受けて、菊川市議会として、政府が核兵器禁止条約に署名し国会で批准すること、それが困難な場合でも、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを求める意見書を国会及び政府に提出することを求めるものとなっております。

私からの概要の説明は以上となります。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。審査に入る前に請願の提出者より趣旨説明をしたいとの申し出がありましたので、請願者より趣旨説明をお受けいたします。

それでは提出者の山内様より請願の趣旨説明をお願いします。そのままおしゃべりください。

○請願提出者（山内一徳君） 今日は本当にお忙しい中時間をとっていただきありがとうございます

います。最初に、この請願書に関しましては、お手元の請願書の原本にも書いてありますように、私たち菊川市民を中心とした核兵器の禁止を求める菊川市民の会と同時に、なかなか例もないことでありますが、市外団体であります静岡県被爆者の会、被爆体験者の組織であります会の石原さんが代表でもって連名で請願を出させていただきました。ところが石原さんご存知ように被爆というと年齢的にちょっと健康を害しております、本当なら来る予定でしたが、急遽代理にイソベノリコさんが被爆2世の方でいらっしゃいますが、おいでいただいております。ぜひ最後に、直接被爆者の声、それから思いも聞いていただいて、審議にお入りいただければと思ひまして最後にイソベさんからもコメントをいただくことをお許しいただきたいと思います。

それでは、実際に話の内容に入ります。お手元にお配りしているかと思いますが、今回の請願書に関しましては、細かいことは大分丁寧に請願書の中に書いてありますので、そこに書いてないような主な考え方というか、視点を3つご紹介して審議の参考にしていただきたいと思います。

1つは、核兵器についての世界情勢の中での捉え方です。今や核兵器を取り巻く国際情勢は大きく変化しつつあります。2017年の7月の国連総会で核兵器禁止条約が122か国の賛成により採択されて2011年1月に発効したということでもあります。核兵器は初めて国際的に違法な存在となりました。同条約の署名国が今93か国、批准国は70か国に達しております。

昨年11月にはニューヨークで核兵器禁止条約の第2回締約会議が開かれて、条約に参加する国59の国とそれから地域以外、つまり参加している国及び地域以外でも、つまり条約へ入っていない国でも、ドイツ、ベルギー、オランダ、ノルウェー、オーストラリアなど35か国がこの締約国会議にはオブザーバー参加をしております。このように核兵器禁止への大きな国際的な流れが広がりつつあり、核兵器は今や非道徳的かつ違法な存在になりました。

特に、アメリカ国内でも、この問題に対するいろいろ議論がありますが、これはまた後でご質問があれば付け加えさせていただきます。

2番目に、この核禁条約への市民運動なんかで大きな流れができているということです。

3つの流れをご紹介します。

1つは核禁条約に反対する自治体の中で核兵器禁止条約の署名と批准の意見書を政府に提出するよう請願書を議会に出して実行を求めた自治体があります。これは、全国の全自治体の38%、現時点で674議会がそのような請願を出して決議されております。県内では、藤枝、三島、御殿場、富士であり、あとこれに続く自治体も幾つか予想されております。

また、一方、第2番目の自治体の中で大きな流れの1つが、せめてドイツのように核兵器禁止条約に参加していなくても、核禁条約締約国会議にオブザーバーとして参加し、これは実際に今申し上げましたように、35か国に達しているわけですが、核廃絶への国際的な議論に積極的に参加しろという意見書を出している自治体であります。これもかなり多く出ておりまして、この中で特に面白いというか代表的なものが先ほど自民党が発議して、静岡県議会で採択をされた意見書であります。この内容につきましてはお手もとに先ほどお配りしました参考資料の中に、16ページ、第6番に自民党の決議した意見書が載っております。これは非常にせめてオブザーバー参加ぐらいしなさいという声は今先ほど署名と批准をしなさいといったのが674件でしたが、これ以上に増えている状態であります。

さらに、3番目に、批准と署名を核禁条約に対する署名適用を求めますが、いろいろな国際政治あるいは軍事上の理由等によりすぐにこれが無理ならば、せめてオブザーバー参加しなさいと、今1番と2番をくっつけたような請願であります。これは、広島や長崎の被爆地から提出されております。

なお、私たちが今回提出をさせていただいた請願書もこれと同じパターン、3番目のパターンであります。

3番目に申し上げたいのが、この核禁運動にかかわる核兵器反対の運動に関しましては、実は、菊川市は大変長い歴史を持っているということです。例えば、1958年の7月に菊川町議会は核兵器禁止の全員一致で核武装反対の決議を行い、続いて小笠町も行っております。

それから、これは一緒になりまして、さらに平成18年、2006年には現在の菊川市平和都市宣言が採択され、現在全部が1階のホールに掲示されているようなことになります。

3番目に、ご紹介した菊川市の核禁条約の動きの中でご紹介したいのは、50年以上の歴史があります原水爆禁止の平和行進、これは広島東京間で始まったのですが、これはもう、毎年、全国から平和行進が行われておりますが、この行進団は毎年実は菊川市にも立ち寄り、この菊川の市役所の前で歓迎の集会を行い、そこには毎年市長と市会議長がメッセージ、あるいは歓迎のカンパを寄せていただいている。この歴史は大変古く、40年代には、青年団、婦人会など、市内の団体も一緒になって参加をしています。

これちょっと今記録が調べて最中なのでこれはもしかしたらかもしれませんけども、町長は、この中で入って一緒に行進をしているというような事実があります。

そして、4番目に申し上げたいのは、私たちが続けておりますもう50年の歴史になります市役所のロビー、今年は小笠支所でも開催させていただきましたが、写真展原爆は毎年同じ

ような写真を展示しているのもかかわらず、市民が200名以上来館しているということであり
ます。

そして、最後に、もう一つご紹介したのは大変異例なことではありますが、私たちは今回の
請願書を提出するに当たり、一般の菊川市民、関係者に対して賛同の署名をお願いしまし
た。ところが驚きましたことに、わずか1か月、これは何らの大きな既成の組織とか協議会
あるいは政党が関与しない、全く市民の自発的な努力によって行われたのですが、たった
1か月に227名のこの請願に対する賛同の市民の署名が集まりました。この名簿は既に事務局
に提出させていただいております。

このような核兵器廃絶と平和への強い思い、あるいは市民からの思いを受け止めてぜひと
も請願書のご採択をお願いしたいと考える次第です。

さらに、本請願書の採択に関しては、今までの菊川市議会のいろいろな審議の経過を拝見
しておりますと、その一部分に賛成できない、あるいは一部分は賛成でも一部分賛成できな
いというようなことがありますと、そういう部分的な反対ということによって全体を否定さ
れてしまうということが起きております。私たちはそれも変だと思ひまして、そういうこと
なく、市民の平和への思いを受け止めて、趣旨採択とか部分採択のような道もぜひとも今回
はご検討いただきたい。そうしませんと200名を超す市民の平和への思いが無駄になってしまう
というのは大変つらい思いをします。

それから、さらに十分ご審議をいただければ、そんなことはないというふうに確信してお
りますけど、もし請願が否決された折には、これは200名以上の市民の希望とか関心もありま
すので、議会基本条例に従って、その節は市民説明会の開催をお願いするという事も予定
ではありますので、直接その節は市民にもご説明をいただきたいと思う次第です。

駆け足で説明しましたが、ついでにちょっと、せっかく来ていただきましたので、コメン
トをいただきます。イソベさんから被爆者の立場から。

○請願提出者代理（イソベノリコ君） ありがとうございます。今日は被爆者の会の県の会長
の石原がここに座るところでしたけれども、被爆者の娘、2世としてイソベノリコが台に座
らせていただいています。石原の言葉では、被爆者としては、この核兵器禁止条約に日本政
府が賛成するのは当然のことであるにもかかわらず、そうでないので、ぜひ地方から意見書
を上げて、政府に国民の声、市民の声を伝えてほしい、そのために今日のこの大切な会議が
あるということで、ぜひ皆さんにお願いしてきてくださいとことづかってきました。

そして私の自己紹介に戻りますが、私は被爆者の父を持った家庭で育ちました。そして、

父がなぜ被爆者になったのか、広島市の市民とかだったのではなく、この浜松市で生まれて、兵隊で1945年の1年前は白紙召集で学業を繰り上げて卒業して、フィリピンまで行ったんですが、最後の内地へ帰る飛行機に乗せてもらって、幹部候補生として兵器部で働きなさいという命令で帰ってきて、それで、翌年の1945年の8月3日に岡山の部隊にいたときに、出張で広島に行きなさいという命令をいただき、6日の朝2時に駅に着きました。それで、その目的はアメリカ軍が上陸してくる際に戦車を波打ち際でどうやって負かすか、その作戦会議だったということです。本当に戦争は終わらせなくてはいけないボツダム宣言が7月26日に受けていて、指導部の人はどういう戦の閉じ方をするか検討していたと思うんですが、父たちの部隊ではそういう作戦会議で出張に行きなさいという命令で広島に行きました。そして、広島城のところに大本営があってその兵器部は爆心地から1.2キロの距離でした。そこで、7時半頃に整列して、同僚たち15名と一緒に集合時間は8時半でしたので、整列して待っているときに原爆が炸裂しました。

父は吹き飛ばされて、戦車の中でも逃げられるところにいたので、急いで逃げて2キロ以内はすぐに火が燃え出す、3キロ、4キロでも火傷をする。爆心地では3,000℃から4,000℃の熱線で、もうキノコ雲になって舞い上がる、本当に真っ黒焦げになっているような写真を見たことがあると思いますが、父の場合は、急いで逃げて外に出ましたが、後で次の日戻ってくると、隣で話していた同僚が白骨のまま横たわっているのを見ました。

火事の下敷きになって逃げるができなかった。その姿を見たとき、私の父が、すまない私だけが生き残った、もう再び戦争はさせない、このような核兵器を使わせてはいけない、そのために自分の一生を捧げる、そう決意して、父が87歳まで核兵器禁止を訴えながら被爆者援護を訴えながら、この被爆者の会を創立して以来45年間会長を務め運動をしてきました。その父の姿を見ながら、私は3人姉妹でしたけども、長女でしたので、父のやってきたことを思い起こしながら、今日もこの場に立っています。本当に被爆者は自分たちでたくさんだと。この苦しみを世界の人に再び味合わせてはいけない、被爆者を再びつくるな、ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者、ノーモアウオー、これは平和行進でのスローガンでもあります。私はこの声を伝えながら私も参加してきたんですが、この核兵器禁止条約は被爆者の長年の夢です。

そして、今年ビキニ水爆実験が起こってから70周年を迎えます。久保山愛吉さんはマーシャルで操業して、焼津に戻ってきて、スズさんのもとに帰ってきて、すぐに脱毛、火傷、下痢、急性原爆症ですが、父も同じように急性原爆症でしたが、水爆でもそういう症状が表れ

て、即入院になりました。もう焼津には戻ってきませんでした。半年として亡くなりました。そのとき死の床にあって、こんなことではだめだと、それをスズさんに言い続けた。スズさんのNHKのインタビューの番組を見ると、本当にそのことが繰り返しスズさんからも言われています。もう再び原水爆の犠牲は、私を最後にしてほしい、これがこの静岡の焼津の久保山愛吉さんの残した言葉です。

私は、今日この請願に通じて趣旨説明されたお話を聞いて、この場にもしも私の父や久保山愛吉さんがいたならば、その人たちの霊に報いるように、その人たちの死が無駄にならないように、この場で真つ当な議論をしてほしい、そう思います。

核兵器禁止条約6条には、被害者の長年の夢が載せられています。

6ページですけれども、この6条には、被害者に対する援助及び環境の修復、そういう言葉が書かれています。皆さん放射能の健康被害分かっているでしょうか。内部被曝の恐ろしさをご存じでしょうか。後遺症の恐ろしさは2世にもとても影響があります。でも科学的知見がないということで、正しい調査も政府はしていません。したがって補償ありません。本当に一発の核兵器がばらまいた放射性微粒子を吸ったり食べ物から飲んで吸収して内部被曝になるとどんな病気になるのか、今からでもしっかり政府が調査して、これを国連に報告すべきだと思います。

そして、再び被爆者をつくらないような世界に対して、今いる被爆者、マーシャル諸島の被爆者、核実験の被爆者、その人たちを救済してほしい、これは核兵器禁止条約でもうたわれています。広島や長崎では被爆者の医療をしてきたお医者さん方がいます。その人たちの知見、資料は当然生かされるべきですが、日本がこの締約国会議に参加していないということで、活躍の場も開かれていません。

私は、本当に皆さんに知っていただきたいのは、もう再び被爆者をつくらない、その思いでいるということを知ってほしいです。

長くなりました。以上です。

○請願提出者（山内一徳君）　ありがとうございました。

先ほどお手元の資料でご紹介し忘れましたが、参考資料をお配りしていると思いますけども、これの8番目に、実は公明党さんが核禁条約に対しての賛成する立場での行動を起こしているという一つ紹介記事が、公明党自身のホームページで発表されておりました。平和の党という党是があるんですので、当然のことですが、従って、自民党、公明党、あるいはその他の党でこれを反対というそういうことはないと思いますので、ぜひとも国民的な議論を

バックにあるということと、200名を超す市民の声もあるということを考慮いただいて、ご審議をいただければと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。ただいまの説明について質問等ある方は挙手の上、発言ください。1点自分から、請願文書表とか請願のやつは議案としていただいていまして、最後に案として意見書のものがありますが、これはこちらのほうでレイアウトを変えたりとか文字の修正とか、内容はあまり触らないと思うんですけど、もしかしたら数字のところももし違うところがあったら修正をさせてもらうかもしれませんけど、そういったことは大丈夫ですか。

○請願提出者（山内一徳君） これは、議会に対する意見書を出してくれという請願で、参考資料としてつけた、議会から政府に出すという、この内容に関してですね、今。もちろん主体は意見書を出せば、議会でありますから、これはあくまで参考資料です。もちろん数字等の修正があればあっても構いませんし、レトリックが本来の請願書になっていれば問題ないと思います。

○委員長（西下敦基君） わかりました。自分からは以上となります。

他に質問のある方は、挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

それでは、本請願について協議したいと思います。

では、本請願について皆さんからご意見を伺いたいと思います。ご意見がある方は挙手の上、発言ください。誰でも結構ですけど。14番。

○14番（松本正幸君） 14番の松本です。請願に対する意見を申し上げたいと、このように思います。先ほどもいろいろ説明がありましたけれども、唯一の戦争被爆国ということでもあります。8月7日には広島、8月9日には長崎という厳しい痛ましい話題、こういったものを受けてまいりました。それによって、8月15日終戦を基本的には迎えたということに思っております。

静岡県においても70年前になるんですか、1945、たしかそういうことだと思いますけれども、焼津市の久保山愛吉さんがビキニ環礁で被曝されたということでございます。これは焼津港所属第五福竜丸、これはおそらく久保山さんは無線の資格を持っていたかと思います。そういった中で、悲劇が起こっております。そういうことで、基本的には最後の言葉という

か、久保山愛吉さんの言葉でありますけども、今日の新聞にも、中日新聞の一面にも載っているかと思えますけれども、亡くなる前に残った原水爆の被害者は、私を最後にしてほしいというような声で訴えたということでございます。

また、国内では今、なお多くの人々が原爆の後遺症、要するに先ほど石原さんの関係の被爆者の会ですか、そういったところからも平和な世界の願い、こういったものは強くなっているというような状況にあるかと思えます。

また、令和4年の2月、ウクライナでも、いわゆる軍事侵攻の関係、ロシアの核兵器の使用どうのこうのというのがありますけれども、国際情勢の緊迫感、こういったものは増している状況にあるんじゃないかと思えますので、平和とのいわゆる遠い感じがいたしますよね。そういうことだと思います。そんな中でありますけれども、核兵器の開発、使用などを禁じる核兵器の禁止条約の締約国会議、22年の6月に第1回の会議が開催されているということでもありますけれども、我が国そのものが、核兵器保有国が参加していないことを理由にオブザーバー参加を見送っているというような状況にあるということを聞いております。そんな中でありますけれども、不参加の大きな理由、こういったものといましては、政府でありますけれども、アメリカの核を含む抑止力、我が国の安全を確保する上で極めて重要な役割を果たしている、そういうふうに述べているということで伺っております。また、日本といましては、核兵器保有国と非保有国の双方が加わる核拡散防止条約を通じて唯一の戦争被爆国として双方の橋渡し、こういったものとなること、それから核軍縮を前に進めることを優先したいというふうに国のほうが述べているということで伺っております。

こうした意味合いの中で、国内では、先ほど説明がありましたように2024年の1月26日現在では、地方自治法第99条の規定によって、政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書、これ先ほど674ということで伺ったんですけれども、新たに調べましたら、675、いわゆる1月の26日現在、そういうことになっております。採択されているというような状況において、県内においては御殿場・富士・三島・藤枝市議会の4市議会です。それから核兵器禁止条約の言及もあり、核兵器廃絶への努力を求めている県内の市議会は6つの市議会があるということで伺っております。それが静岡・掛川・沼津・浜松・富士・焼津市議会であります。また、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書も多く出されているということを伺っております。

菊川市の核廃絶に向けての運動については、平成18年、核兵器廃絶平和都市宣言の採択、それから原水爆禁止平和行進、関連のメッセージを私も議長として3回ほど読ませさせてい

ただきましたけれども、またロビーで核廃絶運動として実施をしているということは自分でも承知をさせてもらっております。こういった面を考えまして、やはり反対する理由は全くないんじゃないかということを私は思っております。

そういうことの中で、政府と国会に核兵器禁止条約に署名し、批准すること、直ちにそれが困難で、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書については、賛成をさせていただきたいと、このように思っております。

私のこれが意見であります。ということでよろしくお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 今、14番から意見がありました。自由討議ですので、委員会の中で話をお願いいたします。また、ご意見のある方は挙手にてお願いいたします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。気持ちは本当にそのとおりだと思うんですけども、今現実には北朝鮮が核を持っている、ロシア、中国が核を持っている。日本は、本当にアメリカの傘の中で、そういう連中と対峙しているという状況なんです。ですから、私はこの現実を見たときに、気持ちはよく分かるんですけどもこの現実の状況を踏まえると、まだ簡単には動けないというのが日本の立場だと思います。ですから気持ちはあなた方の言われるとおりだと思いますけれども、実際にEUに参加しているドイツとかそういう立場と日本は若干違うんです。アメリカから直接アメリカの傘の中にいて、平和を享受しているというのが日本だと思います。ですからその日本の中から、例えばアメリカの傘なくせというようなことが現実と言えるかということそれはちょっと理想論過ぎるじゃないかというふうに思います。ですから、その辺を見極めながら、アメリカの動きも見て、実際にアメリカの核の傘にいる日本が、いわゆる政府として今動きが取れんというのも、十分よく分かる。周りを見てみればロシア、中国、北朝鮮、一番危ないのは北朝鮮ですよ。北朝鮮という国がなくなない限りは拉致被害者だって帰ってこない、そういう危険な周囲があるというのは現実なんです。そういう中で、理想論を今振りかざしても、とてもそれは難しいだろうというのが私の考え方でございます。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。山下です。よろしくお願いします。今お2人からご意見がございました。日本はやはり広島、長崎の原爆によりまして、大きな被害、そしてご苦労された方、それから亡くなられた方がたくさんおられます。核兵器の使用というのは絶対に今後あってはならない、このように思います。一昨日の番組で、佐藤栄作さんがノーベル平和賞を受賞されたというようなことでやっておりましたけども、その非核三原則の持たず、

作らず、持ち込ませずというこの3つを提唱されたのが佐藤栄作さんだと。こういう話で、これが日本の国是になっているということで、持ち込ませずという部分については、いろいろ論争になった部分はあるんですけども、これもやはり戦争を経験された諸先輩の形の中で、絶対に核兵器を使用すること、さらには戦争というのはあってはならないと、こういう固い決意で日本国は歩いていると思います。とはいうものの、私、今、11番の横山委員のおっしゃられたとおり、地理的な面におきまして、東に中国、北に北朝鮮、それからソ連と、ロシアというような地理状況の中で、2か国はロシア、中国が核を保有しておりますし、北朝鮮は今その開発というんでしょうか、それを完全に諦めた状態ではないになっていると思います。そして大陸間弾道弾、こういった核兵器を搭載したミサイルを常に発射の訓練をしているというような状況があらうかと思います。

そういった面で、今回の批准できるかできないかというところが1つ私の一番悩むといひますか、核抑止力を求めないということが本当によろしいのかどうかという気持ちはあるんですけども、やはり広島、長崎、そしてビキニ環礁の第五福竜丸、こういった経験を、その被害の状況を後世に、また他の国々にしっかり伝えていくと、こういうことは被爆国として絶対やらなくちゃいけないことだと思います。という意味においてはオフザバー参加ということは絶対に参加していただいて、日本という国の立場をはっきりと明言していただく、その核の悲惨さを明言していただく、こういうことが必要だと思います。

ですから、この意見書の文章に批准までというような言葉を入れるかどうかは皆さんの判断もあらうかと思いますが、オフザバー参加ということ、そして日本の意見をその場で言うていただくということは、絶対必要なことだとこのように思いますので、今回の請願につきましては、その辺の趣旨をしっかりと認めてといひますか、押し通していくという考え方が一番よろしいかと思うんです。

私の考えは以上です。

○委員長（西下敦基君）　ご意見のある方は。8番。

○8番（鈴木直博君）　8番　鈴木です。中学校2年生のときに、担任の先生から焼津へ今から行くよと、そういう話を受けて、五、六人、ほかの生徒と一緒に焼津の町へ行って、お墓参りをしてきました。先ほどから出ている久保山さんでしたか、こうなった墓石というでしょうか、墓石の前でお参りをしてきた記憶があります。

それから、もう10年くらい前ですが、子どもを連れて長崎とそれから広島に、やはり子どもにも知らせなきゃいけないということで、視察家族旅行、それをやってきました。大変痛

ましいというか、被爆者の姿といいますか、建物の崩れ方、大変なものだというふうに思いました。ですから、私個人としては、核兵器は絶対使っちゃいけない、そういうふうに思っております。一方、横山さんが言われたように、日本政府として、なぜ賛成しなかったというか、非核に対して、それはやはり核の傘ですか、そういった傘に日本は守られているためにすぐには賛成ができない、そういうことではなかったかな、だからといってこの運動を止めてしまっただけとはいえないと思います。長く後世に続けていく必要があると思います。その過程として、今山下さんが言われたように、せめてもオブザーバーとして参加するように、話を進めていく段階的に、そういったことから始めていったらどうかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井でございます。私も今週末ある地区に行きまして、そこで戦争体験を語り部の方がみえまして、戦争体験をされるということで、そこに小学生も5名ぐらいみえるんですけど、毎年そういうことをやられて、非常にいいなと思っております。私も昭和30年生まれですので、私自身、戦争を語るようなことはできませんけど、原爆というのは大量殺傷兵器ということで、絶対使ってはならないということだと思います。あとは死亡しなくても後遺症が残るような、被爆というのはありますので、それは本当にいけない兵器だと思います。

私、間違っただけを言ってもあれなんですけど、ちょっとまとめたものを読ませていただきますと、核兵器禁止条例は核兵器の存在そのものを法的に禁止する法的な効果とは別に、核兵器を使ってはならないという規範を強めていくプラットフォームになると思っております。ただし、問題は核兵器を保有している国が1か国も入っていないことが問題だと思っております。規範が広がるというのは簡単ではございますが、核兵器に関する重要な利害関係国が入っていない場合、これは離反になり得ないとも言えるわけです。核兵器がなくなるまでには、まだまだこれから長い道のりだと思います。

日本が条約に入る、あるいはオブザーバー出席することは国際社会全体に対して日本の姿勢を示すという意味では重要ではございますが、このシグナルというのは、先ほどから皆さん申し上げているように、近隣の国々に対してどんなメッセージになっているかということを考えなければならないと思います。例えば、それによってアメリカと日本の間で感情的な行き違いが起きたときに中国はどうか、そんな状況を考えますと、そのプラスとマイナ

スの両面を考えて、何が日本の安全と核軍縮の推進の双方にとって重要で日本ができることなのかということをしっかり見極める必要があると考えております。ということで、今回批准という文言がここに入っておりますが、批准という前に、オブザーバー参加だったら是非すべきだと思いますが、批准という判断をするまでにはもう少し時間がかかるなというのが私の考えでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ご意見のある方。ほかに。2番。お願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。私も、以前、広島、長崎を訪問させていただきました。原爆の悲惨な状況というのは、当時非常に厳しい状態だったということは、施設を見学させていただいたことで少しは学ばさせていただいたかと思います。

菊川市は先ほどもおっしゃられたように平和都市宣言をしております。私はまさにこの平和都市宣言が全てを表していることだと思いますし、この文言に対してはやはりこれを重視したほうがいいのではないかと考えております。

ただ、先ほど横山陽仁委員がおっしゃられたように、私どもは、やはりロシア、それから北朝鮮、中国、それから先ほどの北朝鮮に関しては、ミサイルがE E Z内に飛ばされてきたということで最近よくニュースに出ております。

尖閣諸島の問題等々ありますし、やはり国境をそれらの国に挟まれている以上は、やはり日本民族を守るという必要が私はあると思っております。やはり私たちが今生きているということで安全に生活できることを望みたいと私は思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。お話を伺わせていただきまして、意見書案について、意見書案に書かれております国際情勢は非常に緊迫し、不安に満ちて平和を希求し、核兵器の悲惨さを知りというこの一文に関しては非常に同意するところでございます。ただ、ほかの議員もおっしゃっているとおり、日本の国というものが国民の生命、安全、財産を守る責務があるという観点から考えますと、昨今の安全保障の観点から、中国、北朝鮮、特に北朝鮮のミサイル発射実験が日ごとにミサイル発射実験がたくさん行われている中で、核の抑止力というものを手放すというのは、現実的に難しいというのが私個人としても考えるところでございます。

中国や北朝鮮を初めとした核保有国に対して核の悲惨さ、核兵器廃絶を訴えていくという

ことは非常に重要であると同時に、やはりリアリズムの観点から、日本は核の抑止力を手放すべきではないと考えますし、ちょっと坪井議員がおっしゃっていたことと重なるか分かりませんが、諸外国から見たときにオブザーバーで参加をするということ自体も、ダブルスタンダードとして受け入れられない可能性があるとは私は考えております。核の抑止力を堅持しつつも、一方でオブザーバーとして核の悲惨さを訴えていくというこの姿勢に関して、諸外国から見たときにこのダブルスタンダードが本当に真の意味で日本が考えている意味のとおりに伝わるかという伝わりづらさじゃないかというのが私の考えです。なので私個人としてはこの請願とオブザーバー参加に関しても反対の立場を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） これで多分皆さんのご意見は出たと思うんですけど、まださらにご意見とか、あと討議ですので、ほかの委員に質問とかもあると思うんですけど、ご意見がある方は挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 請願書の中の数字ですけど、批准国93でなくて署名が93ということですよね。数字は。

○委員長（西下敦基君） 数字はまた確認していただいて。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 後で確認させていただきます。今こちらの委員の中での話合いということで、そこはすごく重要な話ではないと思いますので、また後で確認してもらうということでもよろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 皆さんの意見を聞いていて、あと、請願者のほうとしては意見書はこちらで変えてもいいよという話があったと思うんですけど、ただ論点を整理したいと思いますが、批准を求めるのがちょっと難しくてオブザーバー参加からあったら別にいいような意見が結構あったと思うんですけど、そういった意見ですよという感じの方はもしよかったら発言をいただければと思います。このままだと厳しいのでという方の意見があれば。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。と私は思っていたんですが、須藤さんが最後言われたダブルスタンダードって要するに、反対のことを言うってことでしょ。

世間というか、世界に対して核兵器を持つてはいけないと思っているんだけど、核兵器の

傘の中に入っているというのはそれを一方で認めているという、2つの考え方が表明されるということで、世界の国からどういうふうに思われるかどうかという、そういう心配がありますよ。松本さんがダブルスタンダードじゃなくて、もう批准もオブザーバーも両方やったほうがいいよというお答えですので、その辺はもうちょっと皆さんで議論されたらどうかというふうに、すぐ採決じゃなくて。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ちょっと自分から意見を言わせていただきますと、この請願書を見ると、まず批准をしていただきたいけど、それがだめならオブザーバー参加をお願いしたいという、あくまで意見書を出すということになっていますので、批准を絶対しなきゃいけないよと言っているわけでもなく、あくまでそっち側に批准していただければいいんですけど、オブザーバー参加でそれがだめだったらという意見で、多分日本の皆さん立場というのはさっき言われたと思いますけど、批准ですと条約に縛られるところがありますので、それはやっぱりなかなか日本の立場としては批准しにくいでしょうということも皆さん立場があるんですけど、ただ何にも日本として原爆で被害があったことを何も言わないということのもやっぱりおかしいでしょうということで、オブザーバー参加で、ただ日本ってなかなかいろんな立場が難しいところがあるとは思いますが、そこら辺は外交で何とかできれば原爆じゃなくて本当は戦争をしない話みたいなそういったのが必要なと思ったんですけど、ちょっと別話になるのでまず、そこを整理して批准もだめだと思いますという方の意見がまずあれば、批准することを求めるような文言がまずちょっとそこはだめなのか、それともオブザーバー自体がだめなのかということをもまずはっきりしておきたいなと思いますが、ご意見があれば。

それかまた今すぐちょっと意見出しづらいですね。議会として話し合ったほうがいいんじゃないかとかというもうちょっと整理をしてほしいのか、そこら辺の意見もあればお願いします。3通りだと思います。

委員長は松本委員と同じで、別にオブザーバー参加でいいんじゃないかというのを求めるのがいいと思います。批准ができないのだったらオブザーバー参加ということで、ただ自分の中では批准はまず無理だろうなと思っていますけど、求めることは悪くはないというのが自分の意見です。

以上です。3番。

○3番（坪井仲治君） たくさんある意見は、両方だめというのはあれですけど、批准はだめだけど、オブザーバーは参加、だめだったらじゃなくて、そこはニュアンスは大きいと思い

ますよ。批准ではなくてオブザー参加を求めるという意見と両方いいよという意見と両方だめだという意見と3種類ですね。この添付の意見書があるんですけど、この意見書の文言を、この批准を全く外した状態で出してもよいかというところになると思うんですが、その辺はどうですか。

○委員長（西下敦基君） その場合ですと結構趣旨が変わってきちゃうのかなと思いますので、また請願者に意見を聞く必要があるのかなとはちょっと感じたんですけど。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 請願者の方に発言を求めたいと思いますが、今ちょっと意見が割れていますので、請願者として、この意見書の案のところの項目に核兵器禁止条約に署名し批准すること。この言葉とこのオブザーバー参加が並列であるのか、この請願者からすると、オブザーバー参加だけではまずいのか、そこら辺の見解をもしお伺いできればと思います。

発言を求めます。

○請願提出者（山内一徳君） 原則と現実は違うことは十分よく分かっています。原則が現実によっても変わることもあり得るだろうということも理解しています。我々は原則でいえば、我々の立つ立場は、日本国憲法であり、住民の平和を望む思いだと。ただ、それが現実には今いろいろな議員の方からご指摘があったように、国際情勢とか、軍事的な問題もあって、そのとおりいかないと、それも分かっている。

ただ、私たちは、現実がそうであるからといって、原則に触れないでいくというのはどうなのか。僕はそのとおりいかないということがわかっているからこそ、それが困難な場合にはという、二段階の広島長崎型の請願書のスタイルにしたわけです。だから、最低限の要求はオブザーバー参加ということになるわけですが、であるとはいえそういう思いを我々が言う場合に原則を外していいのかどうかというのは、これは議会のお考えもあるでしょうし、政府の現段階の行政権者の国際政治とか国際外交上の判断もあるでしょうから、僕らはあえてそこで主張ははっきりさせなかったというのはそこにあります。恐らく広島長崎もそのような二段階をしたというのはそういう意味ではないかなと思います。

したがいまして、希望としては触れてほしい。でもそのとおりいかないということも分かっているからこそ、外すなら外しても構わないと思うのですが、ちょっとよくわからないのですが、原則を外すことは原則を無視する、あるいは原則はどうでもいいという立場になっちゃうのか、そのところが、被爆者の方の思いとかなんかを考えますと、ちょっと心に引っかかるというか、つらいところでありまして、僕らはあくまで原則や批准参加は直接の行

政権者である政府の責任において判断することであるだろうから、このようなことを直ちにそれが困難である場合には、という二段階を求めたのであって、これがなければだめとは言っているつもりはこの文面にはないと思っています。

したがいまして、オブザーバー参加だけとされるのであれば、議会の責任と判断だろうと思うんですが、再度申し上げましたように、現実があるからといって原則の旗をそのとおりにやらなきゃだめだよという意味において、強調的に言うつもりはないんですから、下げてしまうというのはいかがかなという感じもいたします。この判断は議会のほう——議会が出す意見書でありますので——にお任せをしたいと思います。

○委員長（西下敦基君）　ありがとうございます。では、ご意見をいただいたということで、発言を。6番。

○6番（須藤有紀君）　6番　須藤です。今のお話を伺っていて、ちょっと手続きのところでの確認なんですけれども、私はちょっと両方反対という立場を先ほど述べさせていただいたのですが、もしこのオブザーバー参加の部分だけ採択といった場合に、たしか今の規定だと部分採択ってできなかったような気がしまして、まず部分採択というのが手続的に可能なのかというところの確認と、あと、できなかった場合にオブザーバー参加だけをもし採択するのであれば、請願を1回否決した上で、議会として新たにオブザーバー参加のために意見書を作り直すという手順になるんじゃないかと思うんですけれども、手続としてはそのような考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君）　事務局のほうに説明を求めます。事務局長。

○議会事務局長（落合和之君）　事務局長です。まずは、現在の請願に対する取扱いでございますけれども、最終的な結果として採択、不採択というものしかございません。部分採択というものはございません。それが条件です。例えばこれが今回不採択となった場合については、改めて同じものであっても、次に請願として出てくる可能性はあるということは、これは特に制限をかけていませんので、同じものが出てくる可能性もある。ただし、請願者において不採択になった場合において、この文面と今日の傍聴されている中で、意見としてあった中で、今度はもう少し変えていただく、変えて出してくるということもありますし、このまま出してくるということもあると思います。そのときによって今度はまた議会側の考え方としてどうするかを考えた上で、そこはまた改めて採択、今日と同じ状況にはなるかと思いますが、そういうところで採択か不採択かということを決めていくということになると思います。

それからもう1点申し上げます。これは私がちょっと申し上げるというところではよろしくないかもしれないですけども、先ほど請願者が申し上げていたように、原則の言うところ、それから最低限求める現実的なところというところをここには書いてあるという2段階で書いてあるというところは、先ほど山内さんのほうからご紹介あったので、そこは皆さんも考えていただくひとつかなと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 説明が終わりました。疑問点があれば、11番。

○11番（横山陽仁君） 請願書の案として出てくる中で、ちょっとこれは違うじゃないかという部分があるんですけど、ロシアがウクライナを侵攻した理由は、ウクライナが核兵器をロシアに返したからロシアが侵攻したという説もあるんですよ。だからそれを見て、スウェーデンとか、あちらの北欧の国がEUに入って、核の傘の中で守られたいという動きもあるのが事実なんですよ。ですからここは考え方が大きく違うと思うんです。だから、いわゆる今その北欧の国々の動きと日本はもうアメリカの傘の中に入っている。そういう状況の国。それである学者によると、結局平和均衡というのは、いわゆる力対力のいわゆる均衡状態の中の平和、だからこれがウクライナのように何もなくなれば、もうロシアが侵入してくる。日本がアメリカの傘なくなったら、もう完全に中国は尖閣も取りに来る、沖縄も取りに来る、日本も取りに来る、これは分かりきっている危機なんですよ。だからそういうものを原則はわかりますよ。原則はわかりますけれども、そういう現実の脅威を無視してやるというのはちょっと私には今現実論としてそれは難しいということです。

○委員長（西下敦基君） これはちょっとオブザーバー参加もということですね。分かりました。ほかにご意見のある方は。

○6番（須藤有紀君） 採決とる感じですか。

○委員長（西下敦基君） それも基本的には採決を取るべきだと思います。継続審議にするのも、ただこれじゃなかったら違う方式でも出せるという選択肢もやっぱり請願者のほうからありますし。

○6番（須藤有紀君） 部分採択がないから採択か不採択かの2択だと思うんですけども。文言もこのままでというご意思ということですね。

○委員長（西下敦基君） 基本的には出された請願書がほぼほぼそれを審議するということで、ちょっとした文言とか軽微なものはいいと思うんですけど、趣旨が違ような、ここの部分でだめだというところがあれば、反対もできると思いますので、それは各委員の判断とは思

います。ただ、これ今自由討議の採決ですので、その考えにいいよねとか、やっぱりどうなんだということはやっぱりそれぞれ意見を出し合って、それで採決に臨んでいただくなりかなと私は思います。3番。

○3番（坪井仲治君） 採決という方向でしたら、もう一度、この添付の意見書という部分、部分採択ではないんですけど、請願者のさっき原則と話いろいろ出ましたけどこの外してもいいかという批准のところですね、そこをもう一度確認をしていただきたいんです。委員長から請願者に。もう一度の批准を外してもいいのか。

○委員長（西下敦基君） 今委員から意見がありましたので、発言を求めさせていただきますが、もう一度批准することは外していいのか、これについて見解を求めます。請願者お願いします。

○請願提出者（山内一徳君） 実は、1つ全然思い出したんですが、何年前かですかね原発の安全性に関する再稼働に関する請願が出て、議長があのかきは小笠原さんだったかな、委員長でしたか、ちょっと忘れましたが。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○請願提出者（山内一徳君） それで請願は否決されましたが、議会として意見書を彼の名前で書き直したんです。それはほぼ請願の趣旨と同意義、内容的にはほとんど同じような、僕らから見たらなんで請願が拒否されるんだよなっていうくらい、きちんとした請願を出し直していただいた。これよく似ているかなと思うんですが。よく似ているかなというのはどういうことかという、基本的には議会が出すものでありますから、この附属資料は批准を入れようが入れまいが、それは議会の判断なわけです。つまり、この二百何十名の市民の思いを込めて平和への案とするならば、取りあえず今の状況から考えて議会の責任においてオブザーバー参加に絞って意見書にするという、議長が出すものでありますから、そのようにするならば、それはそれでも言いようがないというか、僕らの問題ではなくなっちゃうわけです。だから僕らの平和を求める市民の立場からいえば、原則は旗としては掲げてほしいと思います。それが現実には合わないにしても。

国際状況の中で日本がどうやって日本の思いとか、こういうものに対する平和に対する願いを持っているかということのを他の国にも理解してもらおうということは、まさに外交の第一歩でありましょうから、日本は国是として例えば非核3原則を持っている。核兵器は賛成できないだということはもうずっと言い続けていることですから、それに合った原則を発信すること自体は僕は読まれることはないのではないかと思いますので、希望としてはそういった

しますけども、この今の流れから言えば、改めて議長のお名前で請願を書き直す場合に、その批准、署名が困難であるという判断に基づいたらそういうのに反対していただいてもしかりと思います。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。基本的に出された文面で採決をするべきかなと思います。これをどう変えていくかという議論はまた別のところにはなってくると思いますので。

○請願提出者（山内一徳君） これは請願を出しているから、請願書に対する審査をするわけですね。あくまでも意見書は参考資料。

○委員長（西下敦基君） ということです、今の案もある程度。

今の意見ですと、どうしてもこの案があるので案どおりにいかなきゃいけないのかなと思ったんですけど、特にそこは参考資料ということで、ここにはこだわらないという意見をいただきましたので、ただ、件名としてはやっぱり批准することを求めている。それができなかった場合はオブザーバーの参加を求めるというこの件名はやっぱり、これが趣旨にはなってきた、本文にもなってくるのかなと思いますので、そこら辺を踏まえて、また、大分前の議会の例もありますので、そこら辺も含めて採決も考えていただければと思います。何かご不明な点とかご意見とかあれば。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） それでは、これでは一通りご意見が出されたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） それでは委員会として採決をしたいと思います。

本請願を採択すべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手少数。よって、本請願は不採択とすべきものと決しました。

それでは3月からの本会議で不採択とすべきものとの委員長報告を行います。

なお委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

以上で請願6—1 日本政府と国会に、核兵器禁止条約に署名し、批准すること、ただちにそれが困難な場合でも、核兵器禁止条約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出を求める請願の審査を終了します。

それでは、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副委員長（坪井仲治君） 傍聴の皆さま含めまして、どうもありがとうございました。またこの審議については継続もいろいろまたあるかと思えますけど、それはそれでよろしく願いします。

委員の皆様、本当にお疲れさまでした。

○委員長（西下敦基君） 以上で総務建設委員会を終了します。お疲れさまでした。

○議会事務局 （瀬々 君） それでは、互礼をもって終了いたします。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後４時３５分